

第十三回国会
衆議院

通商産業委員會議録第四十三号

昭和二十七年五月二十九日(木曜日)
午後一時五十八分開議

出席委員

委員長代理理事 高木吉之助君
理事 多武良哲三君 理事 山手 満男君
阿左美廣治君 江田斗米吉君
神田 博君 小金 義照君
土倉 宗明君 永井 要造君
南 好雄君 高橋清治郎君
中村 寅太郎君 加藤 鐵造君
横田基太郎君
出席政府委員

公正取引委
員会委員長

横田 正俊君
通商産業事務
官(通商局長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

五月二十九日

中華人民共和国、ソ同盟及び東欧諸
国との自由な貿易打開に関する決議
案(井之口政雄君外二十二名提出、
決議第二十五号)

本日の會議に付した事件

輸取出引法案(内閣提出第二三九号)

○高木委員長代理 これより會議を開
きます。

委員長が所用のため、理事の私が委
員長の職務を行います。本日はまず輸
取出引法案を議題といたしまして、質
疑を続行いたします。

○山手委員 私はきよは各條文につ
いてお尋ねしておきたいと思ひます。
まず通産省の方にお尋ねをしたいと思

うのでありますが、第二條の第四号に
おきまして「公正な商慣習にもとる輸
取出引であつて、政令で定めるもの」
というふうに、非常に漠然と規定をし
てございまして、これについて特にど
ういうふうな政令を出しになるつも
りか、まず最初にお伺いをしておきた
いと思ひます。

○牛場政府委員 第二條第四号にどう
いうものを定めるかということであり
ますが、これはただいまのところ、さ
しあたり実例がちよつと思ひつかない
のでありますが、将来の問題といたし
ましては、たとへば非常な不当廉売、
いわゆるダンピングであります、こ
ういうふうなものが起りましたときに
は、このうちに入らぬと思ひます。また
リベート、これにつきましても最近
いろ／＼うわさがございしますので、
さらによく実情を調べました上で、そ
ういうことがありましたら、やはりこ
れに入れて行きたいというふうに考え
ております。

○山手委員 最近アメリカから輸入し
ております大豆などについて、國際
的な大きな紛議が起きようといはして
おるようであります、日本とアメリ
カの商社との間の契約によつて輸入を
された大豆が、契約で定めてあります
要件と著しく異なつたものを實際に
は送つて参つておる、そのために輸入
業者はたいへんな損失をこうむつてお
るという事実があるのであります、ア
メリカの方におきましてもそういう
ものを取締る法律があるのではな

いかと考えております。もしこれを日
本側がどういふことをやりますとい
うと、今度はこの法律にすぐひつかか
るわけでございますが、あゝいふ事例
は日本側がアメリカに対してどういふ
手段がとれるものか、あるいは通産省
はどういうふうにおやりになる御意思
であるかその点をお伺いしておきた
い。

○牛場政府委員 大豆の輸入につきま
しては、現在業者間の私的な取引でや
つておりますので、クレームが起りま
したときは、まず業者間においてこれ
を解決するように努力するということ
になります、大豆の輸入につきまし
ては、契約の條件が、たとえば検査を
場地でやることになつておるか、積地
でやることになつておるか、そういう
点も調べまして、われ／＼といはしま
してもぜひ満足な解決が得られるよう
に努力したいと思つております。

○山手委員 今後はそうしますと、こ
ういうふうな、不注意ということでも
ないのでありますが、途中の輸送間の
いろ／＼な問題、あるいはちよつとし
たできごとで、そういうふうな事態が
起きた場合、これは日本側がやつた場
合は、当事者間では損害賠償をとられ
て、さらにこの法律によつて日本の業
者は懲役二年というふうな体刑を受け
て、非常な打撃を受けるというふうな
事態になるものであります、そういう
ことになるという、アメリカなんか
の法律と、日本側の實際にこの法律を
適用した場合の結果と、相当不均衡な

事態が出て来はしないか。こういうこ
とが考えられるのであります、業者
の立場というものを考えてやる必要が
あらうと思ひますが、いかがですか。

○牛場政府委員 ただいまのような事
例は、おそらく第二條第三号の「輸出
契約において定める要件を著しく欠く
貨物の輸出」というような場合だと思
ひますが、ここに書いてありますよう
に、著しく欠く場合にのみこれにひつ
かかるわけでありまして、普通の――と
申します、故意に基かない、過失に
よる契約條件の違反でありますとか、
その他程度の軽いものは、ここまでは
行かないつもりでございます。

○山手委員 次に第十一條であります
が、第十一條の第二号の「共通の利益
を増進するための施設」云々というこ
とが書いてあるものであります、これ
は戦前の貿易組合法では、これがさら
に具体的に明らかに書かれてあつたよ
うに私は考えておりますが、實際には
どういふことまで輸出組合に認めよう
とされるのか。すなわち取扱ひ商品の
委託輸出とか、保管とか、包装等の共
同施設のみならず、海外市場の共同調
査とか、あるいは共同による資金の運
営とかいうような、広く戦前の貿易組
合法で認められておつた程度のもの
は、全部認めようという腹であります
かどうか、この規定が貿易組合法の規
定と比較して、比較的簡単に省略して
書いてあるものであります、御説明を
お願いいたします。

○牛場政府委員 この第十一條第一項

第二号は、これは戦前の貿易組合法に
比べますれば、やや狭い感じのもので
ございまして、ただいまも申されまし
たように、たとえば海外市場の共同調
査でありますとか、あるいは包装など
を共同にやるものか、ないしは昨日ちよ
つと問題になつたように、検査の問題
など、こういうことはこれでできるこ
とになるわけでありまして、共同販売
ということになりまして、これはこの
組合が営利を目的としないということ
になつておりますので、営利を目的と
した共同販売はできないわけござい
ますし、また営利を目的としない共同
販売につきましては、これは現在の
ところでは、まだ事業者団体の規制を
受けておりました、現在国会で改正法
が審議中と思ひますが、これが通ります
ればできることになりまして、現在の
のところではまだできないと思ひま
す。

○山手委員 その辺のところ、もう少し
早く、どの程度まで認めるのかを後
ほどはつきりしておいていただきた
いと思ひます。

それから第二十條の独占禁止法との
関係であります、第二十條の規定に
よりますと、輸出組合の業務、すなわ
ち今申し上げました第十一條の第一項
及び第二項のうち、その第二項のみは
独占禁止法及び事業者団体の適用の
範圍外に第二十條でされておるのであ
ります。すなわちその仕向地の産業の
保護とか、あるいは利益を非常に害す
場合とか、あるいは価格の変動の著

いまするから、そういう物資の調達に

ては、相手の態度のはなはだ不当なも

からそういう特需の関係といふものが

○山手委員　この際、私はいろくの

方面、アメリカ政府の方針であるとい

いたし、明日午前十時より運輸委員会との連合審査会、午後一時より本委員会を開会いたします。

本日はこれで散会にいたします。

午前二時四十二分散会

印刷者 印刷所